



2022年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社 M I E コーポレーション
代表者名 取締役社長 中山 弥一
(コード番号 3442名証メイン)
問合せ先 取締役副社長 岡 和明
(TEL 0594-31-6668)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において2022年6月24日開催予定の第15回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022年6月24日(金曜日)
定款変更の効力発生日(予定) 2022年6月24日(金曜日)

以 上

【別紙】

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分です)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="167 336 742 414"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="167 425 742 750"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="399 795 510 840">(新 設)</p> <p data-bbox="399 1265 510 1310">(新 設)</p>	<p data-bbox="1005 336 1117 369">(削 除)</p> <p data-bbox="782 795 1005 840"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="774 851 1348 974"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="774 985 1348 1209"><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="782 1265 869 1310"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="782 1321 1332 1355"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="774 1366 1348 1534"><u>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="774 1545 1348 1769"><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="774 1780 1348 1960"><u>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>